

門真市個人情報保護審議会議事録

開催日時 令和4年7月8日(金) 午前10時
開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室
出席委員 奥村 裕和、小野 晃正、河野 和宏、白土 清治
欠席委員 なし
事務局職員 宮口総務部長、中野総務部次長、漕江総務課長、松井総務課課長補佐、佐々木総務課主任
担当課職員 松木企画課長、松本企画課課長補佐、牧野企画課主査

開会 (午前10時)

漕江総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今より門真市個人情報保護審議会を開催させていただきます。

私は総務課長の漕江でございます。後ほど、会長及び副会長の互選をお願いいたしますが、会長及び副会長が選出され、市長から会長への諮問を行うまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。失礼ながら、着座にて進行を進めさせていただきます。

本日は、委員4名全員がご出席されておられますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、会議の議事録を作成させていただくため、会議の発言内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。開会に当たりまして、宮本市長からご挨拶を申し上げます。

宮本市長 おはようございます。門真市長の宮本でございます。門真市個人情報保護審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平素は、市政の各般にわたり、様々な観点からご尽力いただいていることを心から感謝申し上げます。

また、本日ご多用の中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、昨年よりデジタル庁が開設され、デジタル化社会に向けて様々な動きを見せているところであります。それに伴いまして、個人情報の在り方、利活用等を含めて政府において検討され、展開を見せているところです。その中でマイナンバーカードの活用を含め、国や地方公共団体においてもデジタル化の遅れということが見えてきており、私どもにおきましても、様々な観点から市民の皆様にとって使いやすい、利活用の観点から考えていかなければならないことであり、スマートシティを含め、いろいろな課題を抱えております。ぜひそういった観点から本日を含め、様々なご意見をいただく中で、市民の利便性向上、住みやすさ、暮らしやすさの向上に向けてご留意頂けたらと思っております。

また、法は様々な改正をされたり、セキュリティの面では伸展はあるものの、先般、尼崎市でUSBメモリーを紛失するというような案件が発生しました。本市におきましても、マイナンバーの申請時に顔写真を紛失するというような案件が発生したり、こういった点はヒューマンエラーの結果として出てきているのであり、このようなところをどうしていくかということが、非常に重要であると考えております。

本日諮問いたします案件は「保有個人情報の外部提供及び個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて」でございます。様々なご意見を忌憚なくいただきまして、憂いなく進めていけるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本

日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

漕江総務課長 それでは議事に入ります前に、本日は委員の皆様のお顔合わせとなりますので、各委員の皆様方のご紹介からさせていただきます。

審議会運営関係説明資料1ページの資料1をご覧ください。上から順番にご紹介させていただきます。

(委員紹介)

漕江総務課長 ありがとうございます。続きまして、審議会の事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

漕江総務課長 それでは次第3の会長及び副会長の互選を議題とさせていただきます。本日は委員の任期が開始いたしまして、初めての会議でございますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項の規定により会長及び副会長の互選をお願いしたいと存じます。

河野委員 私から発言してもよろしいでしょうか。奥村委員にお願いしてはどうかと考えております。会長には現在の委員の中で経験年数が最も長く、豊富な経験をお持ちである奥村委員がふさわしいかと考えておりますが、いかがでしょうか。

漕江総務課長 ただ今、河野委員から「奥村委員にお願いしてはどうでしょうか」ということがございました。いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

漕江総務課長 それでは、奥村委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。奥村委員は、会長席の方へ移動をお願いいたします。

(奥村会長、会長席へ移動)

漕江総務課長 席におつきいただきましたところで、奥村会長には、ご就任に当たり、一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。お願ひいたします。

奥村会長 早速でございますけれども、ただ今、皆様から門真市個人情報保護審議会会長にご推挙いただきました奥村裕和と申します。一言ご挨拶を申し上げます。この審議会は、個人情報の取り扱いに関して、行政機関による恣意的な運用がなされないように客観性を担保するために設けられた市長の附属機関です。

委員の皆様のご協力、ご指導を受けまして、本審議会の役割を果たせるよう精一杯努めさせていただき所存でございますので、委員の皆様におかれましては、個人情報に適正運用されていくよう積極的にかつ忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

漕江総務課長 ありがとうございます。それでは、続いて副会長の互選に入りたいと思ひます。

奥村会長 副会長には、法的分野にも精通されておられ、門真市の情報公開審査会、個人情報保護審査会の委員でもあられる小野委員にお願いしたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

漕江総務課長 それでは、小野委員には、副会長ご就任に当たり一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

小野副会長 ただ今皆様から副会長にご推挙いただきました小野晃正と申します。どうぞよろしくお願いたします。本審議会におきまして、有意義な議論を交わされるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願いたします。

漕江総務課長 ありがとうございます。続きまして、諮問に移らせていただきます。宮本市長から奥村会長に諮問させていただきます。よろしくお願いたします。

宮本市長 「門真市個人情報保護審議会会長 奥村 裕和 様

保有個人情報の外部提供及び個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて

このことについて、門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）第8条第1項第6号及び門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第1号の表門真市個人情報保護審議会の項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

目的 次の各号に掲げる事由により、貴審議会の意見を聴するもの

- (1) 大阪府において「大阪府子ども教育・生活支援事業」を実施するに当たり、当該事業の対象となる者に係る保有個人情報を外部提供するため
- (2) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、本市の個人情報保護制度について見直しを行うため

門総総第195号 令和4年7月8日 門真市長 宮本 一孝」

よろしくお願いたします。

(宮本市長から奥村会長に諮問書の手交)

漕江総務課長 なお、市長は所用がございしますので、ここで退席させていただきたいと思えます。

(市長退席)

漕江総務課長 それでは、諮問書の写しをお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

(各委員に諮問書の写しを配付)

漕江総務課長 それでは、以降進行につきましては、奥村会長にお願いしたいと思います。奥村会長よろしくお願いたします。

奥村会長 それでは、議事を進めさせていただきます。審議に入る前に、本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。

漕江総務課長 それでは、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。

- 1 点目 門真市個人情報保護審議会次第
- 2 点目 審議会運営関係説明資料
- 3 点目 企画課説明資料
- 4 点目 総務課説明資料

総務課説明資料のクリップを外していただきますと、さらに4点資料がございます。

- 諮問事項説明資料
- 諮問事項別紙
- 改正法全文
- 新条例案

以上でございます。

資料につきましては、後ほど議事進行の中で使わせていただきますので、よろしくお願いたします。もし不足の資料がございましたら、お申し出ください。

奥村会長 不足の資料がないようでしたら、続いてこの個人情報保護審議会の会議の公開等の運営事項について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

漕江総務課長 それでは説明させていただきます。本日お配りしております審議会運営関係説明資料1ページをご覧いただけますでしょうか。こちらは、委員の皆様の名簿となっております。

続きまして、門真市個人情報保護審議会の会議の公開要領の説明をさせていただきます。2ページの会議資料2を御覧ください。この要領は、7ページの会議資料3に掲載している本市が定める指針に基づき、平成15年の門真市個人情報保護審議会で会議の公開の取扱いを定めたもので、傍聴者の定員、傍聴手続、傍聴時の遵守事項、会議録の閲覧等を定めたものでございます。また、会議の公開要領の後ろ、6ページには審議会の傍聴に関する要領を掲載いたしております。

本審議会につきましては、指針の運用に基づき、原則として「公開」を考えております。なお、会議録は全文筆記に近い要約として記録させていただいてホームページ等で公開したいと考えております。

奥村会長 ただ今事務局から説明がありましたが、1つ確認させていただきます。会議録というのはA委員、B委員というような形ではなくて、誰がどのような発言をしたかという、全ての文章になって公表されると、そういうことでよろしいでしょうか。

漕江総務課長 はい。そのとおりでございます。

奥村会長 その他審議会の運営事項についてご質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 それでは運営事項の確認を終わります。

会議を進行させていただきます。続いて、次第4の諮問事項の審議に入ります。まず、1つ目の議題「保有個人情報の外部提供について」の諮問の趣旨等について説明をお願いいたします。

漕江総務課長 こちらの諮問事項につきましては、担当部局であります企画課の職員より説明させていただきたいと思っておりますので、先に担当課の職員について紹介させていただきます。

ます。

(企画課職員紹介)

船木企画課長 企画課長の船木でございます。それでは、私より、「大阪府子ども教育・生活支援事業」対象者の個人情報を大阪府に提供することにつきまして、諮問の趣旨をご説明させていただきます。お手元の企画課説明資料をご覧ください。

本事業は、大阪府が「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰対応分）」の趣旨を踏まえ、迅速かつ的確な生活者への支援を目的としてギフトカード等の配付を行う「大阪府子ども教育・生活支援事業」を実施するものでございます。

資料1をご覧ください。本事業は、大阪府が実施主体として、本年6月30日を基準日として、各市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者及び令和5年2月28日までに、大阪府内市町村において出生届を提出した者に対しまして、ギフトカード等の配付による生活支援を行うものでございます。

次に資料2をご覧ください。この事業を実施するに当たり、大阪府では本年6月13日開催の大阪府個人情報保護審議会において、「大阪府個人情報保護条例」に規定される個人情報の目的外利用・提供禁止原則の例外事項等について諮問したところでございます。

次に資料3をご覧ください。同年6月17日付けで、同審議会から諮問事項に関しては適当なものであるという答申を得ております。本市においては、大阪府が事業を実施するに当たり、市の住民基本台帳のデータを大阪府へ外部提供しようとするものであります。

資料4をご覧ください。本市より提供予定の個人情報につきましては、資料4に記載のとおり、対象者である18歳以下の子どもの、氏名（漢字、かな、外国籍の方については通称名、外国語表記氏名）、生年月日、郵便番号、住所、世帯主の氏名及び閲覧制限の有無を記載した特記事項であります。

本個人情報につきましては、本市が住民基本台帳システムよりCD-R又はDVDにデータ移行後、大阪府へ手渡しにて提出することとしており、提出したデータの管理につきましては、鍵のついた保管庫等で保管されることとなっております。

以上のように本市が対象者の個人情報を提供することにより「大阪府子ども教育・生活支援事業」が実施され、個人情報につきましては、大阪府において、厳重に管理されることとなっていることから、当該受給者の個人情報を大阪府に提供したいと考えておりますので、門真市個人情報保護条例第8条第1項第6号の個人情報の利用及び提供の制限の規定に基づき、今回の外部提供が公益上の必要その他相当な理由があると認められるものであるかについて、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

奥村会長 説明ありがとうございました。これより質疑に入りたいと思います。ただ今の説明について、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

奥村会長 今回の提供ですが、私自身としては特に問題はないのかなとは思っています。これが例えば、DVに関する情報を誤って教えてしまうと、そういったような危険があるような事例ではなくて、通常よくあるような提供で、提供する情報も基本的には氏名、住所といったところに限られているのかなというところで、問題はなく、情報管理の徹底を図るという一般的な話に集約されているのかなとは思っています。

その他何かご意見等がありましたらお伺いしたいと思います。

小野副会長 資料4にもありますように特記事項欄を設けて、いわゆるDVの被害者に当たる方の情報の閲覧制限がかけられておりますので、安全な運用になるだろうというこ

とが予見されますので私も問題がないというように考えます。

奥村会長 どうもありがとうございました。その他皆さん特にご意見はないですか。

河野委員 では、私から一つ確認させてください。こちらから大阪府の方に提供するという形になると思いますが、大阪府の方での答申では、セキュリティをしっかりとすることですが、こちらからも要望を出すということは可能なのでしょうか。セキュリティとして、こちらからもきちんと担保してくださいというような答申をするということは可能なのでしょうか。

奥村会長 答申すること自体は可能ですね。実際に具体的に諮るとなると、大阪府に対して、個人情報の利用については、厳重な措置を講じるようになっていく、そういった内容になるかと思うんですけども、そういった内容で答申をこちらから出すということでもいいんじゃないかと思います。

門真市の方からもそういった大阪府に対して、答申において厳重な措置を講じるようにと管理を徹底すると。大阪府の答申に、取り扱う職員の数を最小限にというところがありますけども、そういったところを徹底していただくと。そういった内容で答申をするということ。あと、こちらの実施機関である門真市の方としても、提出するときには厳重な管理を講じることも当然ながら求められるのではないかと思います。

大阪府に対し、管理の徹底を求めて答申を行い、実施機関としても、厳重な管理を講じていくと。そういう方向でお願いしたいと思います。他にご意見は。

白土委員 少し内容が違うかもわかりませんが、私は週に3回、人権相談を市役所で受けているんですけども、2年前、新型コロナウイルス感染対策として10万円の特別定額給付金の給付手続がありました。そのときにDV被害を受け、現住所を離れてるという方から、「世帯主に申請書が郵送されており、自分は申請できないので給付金が受け取れない。どうしたらいいか。」という相談がありました。

情報を出したときに、その18歳以下の子どもさんなり、青年がDVを受けた保護者と一緒に住居を離れておるといふようなことも考えられるわけで。それは別の場で議論されることかもわかりませんが、そういうことがあり得ると思います。

情報が提供され、大阪府が給付手続に入り、そのとき何人かのわずかな人でもギフトカード等の配付が受けられないことがないように。ここで言うことではないかもしれませんが、2年前の経験を踏まえて、そういうことがないようにお願いをしたいと思います。

奥村会長 どうもありがとうございました。確かにそういったこともありました。そこはこちらの実施機関の方ではなかなかコントロールできることではなく、実際に行う大阪府の方で、そこは管理等を行ってもらうしかないというところにはなるんですけども、貴重な意見ありがとうございました。

では、他に意見がなければ質疑応答を終了させていただきます。ここで担当課には退席いただきます。ありがとうございました。

(企画課退室)

奥村会長 ここでお諮りさせていただきたいのですが、ただ今議題となっております「保有個人情報の外部提供について」ですけども、本日の議論の内容を踏まえた上で、外部提供を了承するものとして答申を作成させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

奥村会長 ありがとうございます。それでは「保有個人情報の外部提供について」の審議を終了いたします。

続きまして2つ目の諮問事項に入りたいと思います。今回の諮問事項であります「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて」の諮問の趣旨等について事務局からご説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 まず、諮問の趣旨について、ご説明させていただきます。お配りしております資料の総務課説明資料のうち、諮問事項説明資料1ページをご覧ください。

今回の諮問の趣旨としましては、令和3年5月に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、個人情報の保護に関する法律を改正し、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3つの法律が1つに統合されました。また、現在個人情報保護条例により定められている各地方公共団体の個人情報の取扱いについても、改正法の地方公共団体関連部分の施行日である令和5年4月1日以後は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき行うこととなります。

改正法の概要といたしましては、諮問事項別紙の別紙1、1ページから3ページのとおりです。定義の一元化や個人情報の取扱い等について規定があるほか、別紙1には記載がございませんが、現行条例においては実施機関の一部とされている議会について、国における国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと取扱いが図られることが望ましいとのことから、改正法の定める規定の適用対象から原則除かれております。

今回の諮問につきましては、改正法において制度の大半について規定がなされているものの、必要最小限で条例により各地方公共団体が独自の保護措置を設けることは可能とされているため、当該規定に係る案件について諮問するものです。

諮問事項説明資料1ページの「●諮問事項」をご覧ください。本日ご審議いただく事項は10件ございます。1件ずつ事務局から説明させていただき、案件ごとにご審議いただきたいと思っております。

それでは、「1. 条例要配慮個人情報について」に入らせていただきます。2ページをご覧ください。件名の横に（施行条例：一）と記載しておりますが、これは、お配りしております新条例案のうち門真市個人情報の保護に関する法律施行条例に規定していないことを表しております。案件1の内容は、条例要配慮個人情報を独自に定めるかどうかについてです。まず、はじめに要配慮個人情報とセンシティブ情報につきましてご説明申し上げます。

地方公共団体において特に配慮を要するものとして定める個人情報は、大きく分けて2種類ございます。1つは「要配慮個人情報」と言われ、改正法第2条第3項に規定されており、国の行政機関を対象としていた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、既に平成29年5月から施行されております。もう一つは、「センシティブ情報」と言われ、各自治体で独自に設けているものであり、要配慮個人情報よりも前から存在していたものです。

なお、本市は、現行条例第7条において「センシティブ情報」として定めており、同条第3項に定める「思想、信条及び宗教その他の心身に関する基本的な個人情報」、「社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」が対象となります。なお第3項柱書にあるように、実施機関は、審議会の意見を聴き、一定の条件を満たさない限り、「センシティブ情報」を収集することはできません。

次に改正法における「要配慮個人情報」に関する規定です。2ページ3ページの表に条文をまとめておりますが、左の改正法の欄にあるように「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、

偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」が対象となります。

似通った2つの情報ですが、全く同じというわけではなく、改正法における要配慮個人情報と本市の現行の取扱いにおけるセンシティブ情報の比較をしたものが、3ページ下の図のとおりです。

両者の取扱いについて4ページにご説明いたしております。先ほど申し上げましたとおり「センシティブ情報」については原則収集不可となっておりますが、(例外)としていくように一定の条件を満たしたときは、収集が認められます。

「要配慮個人情報」については、改正法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿、これは一定の条件を満たす個人情報のデータに関する事項をまとめた帳簿であります。この帳簿に当該データにおいて要配慮個人情報を取り扱っているという記載が必要となります。さらに、改正法第68条の規定により、漏えい等が発生し、又はそのおそれがある場合に、該当する対象者の数にかかわらず個人情報保護委員会への報告及び原則として本人への通知が必要となります。一方で要配慮個人情報は、センシティブ情報において設けられていた取得制限規定がございません。

以上が要配慮個人情報とセンシティブ情報のご説明であり、これを踏まえ、条例要配慮個人情報の定義について、改正法第60条を抜粋し、4ページの真ん中あたりにお示しいたしており、「条例要配慮個人情報」とは、要配慮個人情報を除き、市が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。

次にこの案件1につきまして、4ページの下の方ですが、検討に入ります。

まず、現行条例で「センシティブ情報」としているが、改正法において「要配慮個人情報」としていない情報の取扱いについてです。先ほど3ページの下の図でお示したとおり本市においては戸籍と本籍が対象となります。これらは、「社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」であることから、現行条例において「センシティブ情報」と位置付けています。

改正法では、表現は異なるものの「被差別部落出身であるという情報」いわゆる同和地区出身者であるという情報については、「要配慮個人情報」のうち「社会的身分」に関する情報とされています。このことから、戸籍・本籍そのものを「条例要配慮個人情報」としなくても、現行条例においてセンシティブ情報の根拠としている「社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」に対する配慮はできる形となっております。また、本籍については変更することができることから、「条例要配慮個人情報」としての必要性は高くないと考えます。

また、現行条例においても定めはないが新たに定めるべき情報があるかについてですが、改正法に定める「要配慮個人情報」により、取扱いに配慮を要する情報は一定の範囲で規定されており、加えて、仮に対象となりうるような情報があったとしても、「要配慮個人情報や条例要配慮個人情報を原則収集してはならない」といった取得に制限をかけることは認められない、と国の見解として示されております。そのため、「条例要配慮個人情報」を定めたとしても通常の個人情報に比べて収集に規制がかかるというわけではなく、実益に乏しいと考えております。

このことから、「条例要配慮個人情報」については定めない方向で考えております。案件1についての説明は以上です。

奥村会長 ただ今の案件1の説明について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

今回の改正ですけど、先ほど事務局の説明がありました、確かに、戸籍については社会的身分に関する情報ということで網羅されているのかなと思いますので、条例要配慮個人情報ということについて特に定める必要性には乏しいというそのとおりではないか

と思っております。他に何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 特になければ、案件1については審議はこれで終了させていただきます。続いて案件2について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは、6ページの案件2「目的外利用登録簿及び事務登録簿について」に移らせていただきます。こちらは施行条例案第3条に定めております。内容としては、改正法で規定されていない利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供する保有個人情報を記載した帳簿。目的外利用登録簿と書かせていただいております。それと、改正法で任意とされている個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿。こちらは事務登録簿と書かせていただいております。これらの作成及び公表を行うかについてです。

説明に移らせていただきます。まず、目的外利用等登録簿についてですが、改正法第61条第1項の規定により、個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、同条第2項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない旨が規定されています。しかしながら、改正法第69条第1項又は第2項に規定する場合にあっては、利用目的以外のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することが認められております。なお、改正法第69条第1項又は第2項の規定により利用し、又は提供する場合においても特段、帳簿等の作成は義務付けられておりません。

続いて事務登録簿についてですが、7ページをご覧ください。改正法においては第75条第1項の規定により市が保有する個人情報ファイルについて、改正法や政令で定める事項を記載した「個人情報ファイル簿」の作成及び公表の規定があります。諮問事項別紙の6ページに国が示している参考様式を掲載いたしておりますが、これは改正法で必須とされているものです。これに加え、第5項において「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表すること」を許容する規定があります。

個人情報ファイル簿が各データ等ファイル単位での帳簿であるのに対し、第5項に規定する帳簿は、現在多くの自治体で用いられている、個人情報を取り扱う【事務単位】でまとめた帳簿を想定されたものです。

諮問事項別紙の5ページに様式をお示ししておりますが、本市においても現在は「個人情報取扱事務届出書」として事務ごとに取り扱う個人情報の利用目的、個人情報の内容、収集方法等を記載したものを公表しております。

次に検討に入ります。諮問事項説明資料7ページにお戻り願います。本市の現行制度では、目的外利用等登録簿及び事務登録簿に相当する届出書について、それぞれ規定しております。

まず、目的外利用等登録簿についてですが、8ページに移りまして、改正法では利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供する保有個人情報を記載した帳簿の作成及び公表については、規定がないものの、

- ・ 6ページには条文を記載しておりますが、改正法第69条第1項及び第2項に規定する【利用及び提供の制限】を適切に行う必要があること
- ・ 現行制度においても諮問事項別紙の4ページに様式をお示ししているとおり、「個人情報目的外利用等届出書」として作成及び公表を行っており、本市の情報公開の観点からも効果的であると考えられること

続いて事務登録簿については、改正法に「個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」の作成及び公表を義務付ける規定はないものの、

- ・ 8 ページには条文を記載しておりますが、改正法第63条及び第64条に規定する【不適正な利用の禁止】や【適正な取得】を適切に行う必要があること
- ・ 改正法において作成及び公表が義務付けられている「個人情報ファイル簿」は、対象者が1,000人以下であるもの等、作成対象外とする保有個人情報が一定数あるため、それを補完する仕組みとすることができること
- ・ こちらについても、先ほども申しましたが諮問事項別紙の5 ページに様式をお示ししているとおり、「個人情報取扱事務届出書」として現行制度において作成及び公表を行っており、本市の情報公開の観点からも効果的であると考えられることから、「目的外利用等登録簿及び事務登録簿」の作成及び公表を行うことを想定しております。帳簿の内容としては、今後条例制定後に、別途定めることとなります。おそらく現行の「個人情報目的外利用等届出書」と「個人情報取扱事務届出書」をベースとすることを想定しております。案件2についての説明は以上です。

奥村会長 ありがとうございます。それでは案件2についてですけれども、何かご意見等ありますでしょうか。門真市の方で、もう既に行っていることをベースに目的外利用等登録簿と事務登録簿の作成、公表を行うということですが、これは市民への情報公開に資するというのはそのとおりでと思いますので、私もこの方向性でよいのではないかと考えております。皆さん何かご意見等ありますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 それでは案件2についての審議を終了させていただきます。続いて案件3について、事務局の方から説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは、9 ページの案件3「手数料について」に移らせていただきます。こちらは、施行条例案第4条に定めております。内容としては、費用関係、特に開示請求時・開示決定後の写しの交付時に関するものの定め方についてです。

説明に入らせていただきます。改正法では第89条第2項において、開示請求時の手数料を条例で定めることとされています。

国の見解として、開示請求された資料の写しの交付に係るコピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求時の請求に対する手数料とは別に徴収することは可能としており、また、開示請求における手数料を無料とし、写しの交付を希望する方には、規則に規定し、コピー代として実費を徴収することを認める方針は示されております。また、国が示す参考資料において、実費には開示資料を郵送する場合の「送付に要する費用」も含まれることとされています。

本市では、現在個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求、情報公開条例に基づく開示請求ともに、市民の利便性を考慮し、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成、送付に要する費用は実費として規則にて費用を定めています。

以上を踏まえ、現行条例や情報公開制度に合わせ、開示請求に関する手数料は無料とし、写しの作成、送付に要する費用は規則にて実費徴収とする旨を定めることを考えております。案件3についての説明は以上です。

奥村会長 どうもありがとうございます。ただ今の案件3について、皆さん意見等ありますでしょうか。特に現行と変わるものではなくて、このとおりでいいのかなと思います。濫用的な開示請求とかもいろいろ問題になった時期もありましたけども、これでいいのではないかと思います。皆さんご意見等ありますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 では案件3についての審議を終わります。続いて案件4について、事務局の方から説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは、11ページの案件4「不開示情報について」に移らせていただきます。こちらは、施行条例案には規定していないものです。内容としては、開示請求があった際の開示決定において、不開示とする情報について改正法で示されていますが、これに市独自で不開示情報を調整する規定を条例において追加するかどうかというものです。

説明に移ります。改正法第78条において、開示請求時に不開示とする情報について定められており、同条第1項では不開示情報を列記し、第2項では地方公共団体の機関の情報公開条例との整合性を踏まえた読替規定があります。本市を含め地方公共団体が個人情報保護条例で定めている開示請求は自己情報の開示請求、つまり自身の情報について自治体に対し開示を求めるものですが、情報公開条例に基づく開示請求は請求先の地方公共団体が保有する公文書全体を対象とした開示請求となります。制度は異なるもののどちらも開示請求の手段であり、本市においては請求があった際に不開示とする情報は、両者ともほとんど同じ内容です。

諮問事項別紙の8ページの別紙3をご覧ください。各制度における不開示情報を定めた条文をまとめて掲載しております。一番上の項目部分ですが、横に4つ名称が記載されているかと思えます。一番左は改正法であり、自己情報の開示請求があった場合、続いて現行条例つまり現段階で本市に対して個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求があった場合、次にいわゆる行政機関情報公開法であり国に対して情報公開の請求があった場合、最後は情報公開条例であり、本市に対して情報公開請求があった場合となります。一部空欄の部分がありますが、それは該当する規定が当該法律又は条例において定められていないこととなります。

諮問事項説明資料の11ページに戻ります。第78条第2項の規定による読替え後の同条第1項は、11ページに記載いたしておりますが、ここには「条例で定めるものを除く」旨の規定が2か所あり、この部分について検討が必要となります。

まず、読替え後の改正法第78条第1項のうち、1つ目の「条例で定めるもの」ですが、これは、改正法第78条第1項上は不開示情報としているが、市の情報公開条例においては開示対象としている情報であるため同様に開示対象としたい場合は、【開示対象】として条例で定めることとしているものです。

11ページの表をご覧ください。左の欄は、改正法第78条第1項の規定の一部です。これは、改正法と門真市情報公開条例上の不開示情報を比較した上で、改正法で不開示情報とされているもののうち、門真市情報公開条例では不開示情報として明記していないものを示したものです。あえて表の項目欄に「不開示情報として明記していないもの」と書かせていただいたのですが、以下に下線を引いているもの、つまり「個人が特定されるような指紋・カード番号等の個人識別符号」や開示することで「国の安全が害され外交上の不利益をもたらすような情報や租税の賦課徴収を困難にするような情報」は、本市の情報公開条例上「不開示である」と明記はされていないものの、その情報の性質から基本的に「開示対象としている情報」ではありません。つまり、開示決定の際は、門真市情報公開条例第6条各号の規定に基づき、不開示とすることができます。

このことから、両制度に実質的に差異はなく、読替え後の改正法第78条第1項のうち、1つ目の「条例で定めるもの」について、施行条例では特段定めないことと考えております。

案件4につきましては、2つの内容があるため、一度ここで今説明申し上げた「1つ目の「条例で定めるもの」」について、ご審議願えますでしょうか。

奥村会長 ただ今説明がありましたところですが、ご意見どうでしょうか。現行で対応が可能であるということであるので、特に定める必要ないということですが、実際そのとおりなのかと思います。この点については条例で定めないということでもよろしいでしょうか。何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 では、次の案件4の2つ目について、ご説明をよろしくお願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは、読替え後の改正法第78条第1項のうち、2つ目の「条例で定めるもの」の説明に入らせていただきます。こちらは、先ほどの1つ目とは反対に改正法第78条第1項上の不開示情報には当たらないが、市の情報公開条例上は不開示情報であり、かつ、行政機関情報公開法第5条に定める不開示情報に準じたものであるため、同様に不開示情報としたいときは、【不開示情報】として条例で定めることとしているものです。

諮問事項別紙の別紙3の10ページ、12ページに掲載のとおり現行条例第12条第5号、第8号、つまり「開示することにより国や他の地方公共団体などとの関係性を損なうような情報」「他の法令等の規定により開示できない情報」が、改正法において不開示情報とする定めがなく、市の情報公開条例上は不開示情報であるものですが、第5号、第8号ともに「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」ではないことから、【不開示情報】として条例で定めることはできません。

なお、仮に現行条例第12条第5号又は第8号に相当し、不開示とすべき情報がある場合、改正法第78条第1項第7号を抜粋して読み上げると【地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの】として不開示とすること等が考えられますが、現行条例第12条第8号に相当する規定に対しては、国の見解が示されています。諮問事項説明資料の13ページに記載しております。「他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第78条各号において明示的に不開示情報とはされていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。」この問いに対し、「他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、当該情報が法第78条各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。」としています。このことから、読替え後の改正法第78条第1項のうち、2つ目の「条例で定めるもの」についても、施行条例では特段定めないことと考えております。

案件4についての説明は以上です。先ほど1つ目の内容につきましてはご審議いただいたため、今説明申し上げた「2つ目の「条例で定めるもの」」について、ご審議願えますでしょうか。

奥村会長 説明ありがとうございました。2つ目の条例で定めるものについてご意見ございますでしょうか。施行条例においても定めないということで問題ないかと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 では案件4の2つ目の事項について審議を終了させていただきます。続いて案件5について事務局の方から説明をお願いできますか。

松井総務課課長補佐 それでは、14ページの案件5「開示決定等の期限等について」に移らせていただきます。こちらは、施行条例案第5条及び第6条に定めております。内容と

しては、開示請求があった際の開示決定等の期限及び延長期限について、改正法で定める期間より短い期間とするかについてです。

それでは説明に入ります。改正法第83条において開示決定等については30日以内に行うこととし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の延長を当初の期限に加え、30日以内に限り認めています。

また、第84条において開示決定等の期限の特例について定められています。開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内はもとより、プラス30日以内の期限延長をしても、開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定することができる分については、延長した期限内に開示決定し、残りの部分については、特例として個別に別途定める期限内に開示決定等をすれば足りるとする規定です。

なお、第84条の条文中の「60日以内」とは、第83条第1項及び第2項の期間それぞれ「30日以内」を足し合わせたものです。ただし、14ページの一番下部分ですが、第108条において、改正法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることを許容する規定があり、15ページに記載のとおり、国の見解として、開示決定等の期限及び延長期限について、改正法で定める30日以内の期間を条例で定めることが許容されています。

15ページの真ん中にあるように本市では、現在個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求、情報公開条例に基づく開示請求ともに、当初の決定期限を、改正法で定める決定期限よりも短い15日以内で決定することとしています。なお、延長期限については、延長案件については決定に時間を要するため、改正法同様に30日以内としております。

また、16ページの訂正請求及び利用停止請求についてですが、開示請求のほか、件数としては非常に少ないですが、保有個人情報の訂正に係る請求及び利用の停止、消去又は提供の停止に係る請求の制度がございます。これらについては、改正法では決定期限及び延長期限ともに30日以内であり、本市の現行制度と同じです。

訂正請求及び利用停止請求については、開示請求に比べ決定に係る審査に時間を要することも踏まえ、現行制度と同様に決定期限及び延長期限ともに30日以内と考えています。

このことから、市民の利便性を考慮し、開示決定等の期限を現行どおり15日以内とし、開示決定期限の延長案件については、改正法同様に30日以内と考えています。これに伴い、開示決定等の期限の特例の適用の基準とする期限については、45日以内となります。

訂正請求及び利用停止請求については、開示請求に比べ決定に係る審査に時間を要することも踏まえ、改正法・現行制度と同様に決定期限及び延長期限ともに30日以内と考えております。案件5についての説明は以上です。

奥村会長 ありがとうございます。これについて意見ありますでしょうか。市民の利便性、これまでの経緯もあり現行のままということで、これは市民のためでもあるので問題ないと思います。何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 それでは案件5についての審議を終了いたします。続いて案件6についてご説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは、17ページの案件6「諮問機関について」に移らせていただきます。こちらは、施行条例案第7条そして施行条例案とあわせて本日お配りしている門真市個人情報保護審査会条例案において詳細を定めております。内容としては改正法施行後の個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会の体制についての検討となります。

それでは説明に入ります。現在本市では、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求において当該請求に対する開示決定等その他訂正請求や利用停止請求に対する審査請求を取り扱う諮問機関として門真市個人情報保護審査会を設置しております。

また、個人情報を適正に取り扱うため、一定の条件に該当する場合の諮問機関として本審議会、すなわち門真市個人情報保護審議会を設置しております。

改正法においても同様の会議体の設置は想定されておりますが、まず、審査請求を取り扱う機関ですが、第105条第3項において読み替えられる同条第1項の規定により、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関を置くこととされております。従来から設置されている門真市個人情報保護審査会は、改正法施行後も必置の機関となります。

次に個人情報の適正な取扱いについて取り扱う機関ですが、改正法第129条において「条例で定めるところにより、特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」という規定にとどめられており、こちらは必置の機関ではありません。

国の「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」では、「法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となることから、個別の事案について審議会等の意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられる。」とされており、諮問が許容される案件としては、

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、改正法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴く場合

諮問が許容されない案件としては、通信回線上で保有個人情報が随時入手できる状態になるような個人情報の提供、いわゆる「オンライン結合」の是非を扱うことや目的外利用制限等に関する案件として、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行うことが挙げられております。

19ページから20ページにかけての表は、情報公開や個人情報を除く行政処分に対する審査請求があった際の諮問機関である行政不服審査会・情報公開条例に基づく開示請求に対する審査請求や情報公開制度の見直しを行う際に諮問する情報公開審査会を含めた本市の各機関について、構成パターンごとにまとめたものです。

A案は現行どおりです。国が示すように、法改正に伴い審議会への諮問対象事項は減少いたしますが、改正法の対象外であるいわゆるマイナンバー法に関連する案件等、諮問が許容される案件について諮問を要する可能性は想定されます。

B案は、現行をベースにしつつ、個人情報所管の会議体を統合したパターンです。この場合、両会議体の所管事項は全く別のものではありますが、国が示すように改正法による全国的な共通ルールの下で、ガイドライン等により制度の適正な運用が図られること、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となることから、個別の事案について審議会の意見を聴く必要性は大きく減少することとなりますが、現行で言う本審議会、個人情報保護審議会の所管部分が減少する部分については、審査請求案件を所管する個人情報保護審査会と統合することにより解決されます。

C案は、個人情報保護審議会を廃止した場合つまり改正法で任意とされている第129条の機関を設置しない案です。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、個人情報の保護に関する法律以外にマイナンバー関連案件を含め、諮問案件は想定されることから、審議会機能を有する会議体は必要と考えます。

D、E案は、情報公開審査会の部分が異なるものの、審査請求の所管を行政不服審査会に集約した案です。これは実務的には困難であると考えております。理由といたしまして表の一番上の行政不服審査会の部分ですが、審査請求案件全般、つまり、情報公開制度・個人情報保護制度・その他の市が行う処分全般に対する審査請求が対象となります。この場合行政不服審査会が取り扱う案件が増加するほか、審理員に関する問題があります。

現行の行政不服審査会が所管する審査請求案件につきましては、審理手続を行う審理員を置いている一方、情報公開制度・個人情報保護制度に対する審査請求においては、それぞれの審査会において公平かつ慎重に判断されることが担保されていることから、行政不服審査法の規定に基づき、審理員を置いておりません。これは平成27年度に本市情報公開審査会から得た答申に基づく制度設計となっております。このように審査請求案件を1つの会議体に統合した場合、案件によって審理員有無が生じるのは混乱を招きかねないことも懸念されます。

本市といたしましては、今回新たに定める施行条例を改正する場合、改正法の対象外であるいわゆるマイナンバー法に関連する案件等について諮問を要する可能性も想定されることから、個人情報保護審議会の機能を有する会議体は必要であるものの、必要に応じて国の個人情報保護委員会に助言を求めることが可能となり、個別の事案について個人情報保護審議会等の意見を聴くことは許容されないことから、現行のように個人情報保護審査会と個人情報保護審議会を別個に設置する形ではなく、2つの会議体を統合するBの案で検討しております。案件6についての説明は以上です。

奥村会長 ありがとうございます。ただ今の案について、ご意見ございますでしょうか。具体的にA B C D E案と5つありまして、結構詳細に検討されているのではないかと思います。私としてもB案でいいのではないかとというふうに考えておりますけれども、何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 それでは案件6についての審議を終了させていただきまして、続いて案件7についてご説明をよろしくお願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは、21ページの案件7「個人情報管理責任者について」に移らせていただきます。こちらは、施行条例案第8条に定めております。内容としては、個人情報管理責任者を設置するかについてです。

それでは説明に入ります。現行条例では第9条第4項において個人情報保護管理責任者の設置について定めています。これは現行条例第9条第1項から第3項までに定める個人情報の適正管理に関する措置の責任を明確にするためのものです。なお、個人情報保護管理責任者は、現在各課長を充てております。

国の見解として個人情報の安全管理のために市独自の役職を置くことは許容されており、本市における内部管理として現行体制同様必要であると考えております。

このことから、施行条例に規定することにより名称を一部変更して個人情報管理責任者として設置しようと考えております。案件7についての説明は以上です。

奥村会長 ありがとうございます。特に問題はないかと思います。何かご意見等ございま

すでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 それでは案件7について、審議を終了します。続いて案件8について、ご説明よろしく願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは、22ページの案件8「運用状況について」に移らせていただきます。こちらは、施行条例案第9条に定めております。内容としては制度に関する「運用状況の公表」について、本市においても実施するかについての検討となります。

それでは説明に入ります。改正法第165条では第1項において、個人情報保護委員会が、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができること、第2項において毎年度、報告を取りまとめ、その概要を公表することを規定しております。本市においても毎年度、前年度分の運用状況報告を行っており、諮問事項別紙13ページの別紙4に参考として今年度の公表内容をお示ししております。

改正法第165条第2項に基づき、委員会が行う法の施行の状況の公表と別に、地方公共団体独自の措置として、運用状況の公表を行うことについては、差し支えないとの国の見解が示されており、本市としては、従来の公表内容とのバランスや市の情報の積極的公開の観点から、個人情報保護委員会が公表する施行状況に加え、市独自の運用状況の報告を行いたいと考えております。

報告の内容については、現在と同様のものを想定していますが、個人情報保護委員会が公表する施行状況の内容と重複するものがある場合は、当該項目については見直しを行うつもりでおります。案件8についての説明は以上です。

奥村会長 どうもありがとうございました。特に問題ないと思います。市民の利便性に資するということだと思いますので。何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 それでは案件8についての審議を終了させていただきます。続いて案件9についてご説明よろしく願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは、23ページの案件9「行政機関等匿名加工情報の提案募集について」に移らせていただきます。こちらは、施行条例案には規定していません。内容としては、改正法で任意とされている行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施についてです。

それでは説明に入ります。まず、行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。行政機関等匿名加工情報の提供制度は、豊かな国民生活の実現に資することを目的として、公的部門が有するデータを、個人を識別できないよう加工した上で民間事業者等に提供し、その活用を促すものです。

提案の流れとして、市で保有する一定の条件を満たす個人情報ファイルについて、募集をかけ、提案があれば、市において内容を審査します。承認する場合は、市と提案者で契約を締結し、その後行政機関等匿名加工情報を作成したのち、提案者に提供いたします。

行政機関等匿名加工情報の外部への提供は、この提案募集手続による場合のほか、改正法以外の法令に基づき提供する場合、保有個人情報を利用目的のために第三者に提供

することが出来る場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を提供するときです。これらは現時点ではほとんど想定されず、本日も審議いただきたいのは、提案募集の実施についてです。

提案募集の実施について、条文を23ページ、24ページに記載いたしておりますが、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体等については、当分の間、提案募集の実施は任意とされているためです。

国の個人情報保護制度の見直しに関する最終報告によると、提案募集が任意とされている理由は、

- ・ 国においては、平成28年に現行法制における同様の提案募集制度を設けることができるようになった。それに伴い地方公共団体においても条例で提案募集制度を設けることとした例もみられるが、全国的にもごく少数であること。
- ・ 既に同様の制度を運用している国の行政機関等においても事例の蓄積が乏しいこと等から、地方公共団体における制度の適切な運用の確保に懸念があるとされていること。

とされています。

本市としては、国の見解も踏まえ、改正法の施行段階では提案募集の実施は行わず、制度としての成熟がなされた段階で、各自治体の動向等も踏まえ、制度の導入について検討していこうと考えております。案件9についての説明は以上です。

奥村会長 ありがとうございました。現段階では行わないということで、慎重に事を運ぶということでもよろしいと考えておりますが、何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 それでは案件9についての審議を終了させていただきます。続いて案件10の説明をよろしく願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは、25ページの案件10「市民等の責務について」に移らせていただきます。こちらは、施行条例案には規定していません。内容としては、現行条例において定めている市民及び出資法人の責務を施行条例においても定めるかについてです。

それでは説明に入ります。現行条例では、諮問事項説明資料25ページにお示ししているように第5条、第24条においてそれぞれ規定があります。施行条例においても、同様の規定を定めるかどうかですが、市民の責務については、改正法第3条において市民に限らず個人情報の取扱い全般に関する基本理念が定められています。法人については、改正法に出資法人に特化した規定はないものの、個人情報データベースを取り扱う事業者を対象に第4章において「個人情報取扱事業者等の義務等」が定められているため、法に基づく必要な措置は図られると考えます。

このことから、市民及び出資法人の責務を施行条例においては定めないと想定しております。案件10についての説明は以上です。

奥村会長 ありがとうございました案件10についていかがでしょうか。特になくても大丈夫ということで問題ないと私も思います。何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 それでは案件10についての審議を終了させていただきます。

ここまで事務局から説明のあった案件1から案件10について事務局案のとおり進めて

いくということで、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

奥村会長 それでは事務局案のとおりとしていただきたいと思います。続いてこの案件についての今後のスケジュールなんですけども事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

松井総務課課長補佐 まず今後のスケジュールにつきましてご報告いたします。本日ご審議いただいた内容を踏まえて8月中旬に意見公募手続として本日お配りしている2つの条例案のうち、門真市個人情報の保護に関する法律施行条例案についてパブリックコメント手続を実施し、その後、9月に再度審議会を開催したいと考えております。9月の審議会では、パブリックコメント手続により寄せられたご意見につきましてご報告させていただいた上で、今回の諮問に対する答申をいただきたいと思いますと考えております。開催日時につきましては、後日日程調整をさせていただきたく存じます。

なお、パブリックコメント手続を行う案につきましては、本日お配りしている門真市個人情報の保護に関する法律施行条例案をもとに行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

奥村会長 ただ今、事務局からパブリックコメント手続を行う案は、配布資料の門真市個人情報の保護に関する条例法律施行条例案を基に行う旨の説明がありましたが、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

奥村会長 それでは事務局提案のとおりとさせていただきます。これで「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて」についての審議を終了させていただきます。

以上で次第第4の諮問事項の審議は全て終了になります。

それでは次に次第5のその他に移らせていただきますが、事務局から報告はありますでしょうか。

漕江総務課長 ございません。

奥村会長 委員の皆様は何かございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

奥村会長 特にないようですので、次第5その他を終了させていただきます。

以上で本日の全ての審議が終わりました。長時間にわたり、ご熱心にご審議賜りまして、どうもありがとうございました。これをもちまして本審議会を終了させていただきます。

閉会 (午前11時24分)